

令和4年度答申第7号

令和5年 2月16日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 井 川 信 子 印

個人情報の非開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和2年12月2日付け松福障第828号をもって諮問のあった個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

松戸市長が行った本件処分は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和2年2月13日付けで、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、「請求者が松戸市長を経由して、千葉県知事に対し、平成25年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日までの間に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項及び同法施行令（昭和25年政令第155号）第5条の規定に基づいて行った、精神障害者保健福祉手帳の交付に係る、申請書及び右申請書に添付した医師の診断書のうち、松戸市が控えとして受領したもの」（以下「本件文書」という。）に記録されている個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 松戸市長（以下「処分庁」という。）は、本件開示請求に対して、本件文書の保存期間である5年間を経過したため、松戸市公文書管理規則（平成14年松戸市規則第23号。以下「公文書管理規則」という。）第11条の規定により、廃棄済みであるため、令和2年2月17日付け個人情報非開示決定通知書をもって、本件処分をした。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年5月18日付けで、行政不服審査法（平成26年法律68号）第2条の規定により、松戸市長（審査庁）に対して、本件審査請求をした。
- (4) 処分庁は、本件審査請求に対して、令和2年12月2日付けで、弁明書を提出した。
- (5) 松戸市長（審査庁）は、本件審査請求について、条例第13条の規定により、令和2年12月2日付け松福障第828号をもって諮問をした。
- (6) 審査請求人は、令和3年1月31日付けで、行政不服審査法第30条第1項の規定による反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

(1) 本件審査請求の趣旨

令和2年2月13日付けでした、開示請求についての開示請求に対する決定が不当であるため、決定理由の詳細な説明を個人情報非開示決定通知書に記載することを求める。

(2) 本件審査請求の理由

個人情報非開示決定通知書には、開示することができない理由として、廃棄済みと記載されている。

しかし、この廃棄したことの記録はない。

またこれは推測だが、単に当該書類が、書庫にないから廃棄したはず、廃棄したに違いない、ということだと考えられる。

したがって、廃棄済みと主張する詳細な説明を個人情報非開示決定通知書に記載してほしい。

(3) 反論書による主張

ア 本案前の弁明に対する反論

弁明書によれば、より丁寧な理由付記を求めるというのは、法律上の利益に該当せず、よって審査請求の対象にならない、という趣旨のことを述べています。しかし、それはおかしい、と考えます。

理由を述べます。処分に際して理由を付記するのは、あえて明示しませんが、確定した判例の判旨です。だからこそこのような判例の積み重ねの結果、法では明文をもって処分の際に、理由付記を明記するようになりました。具体的には、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項本文です。行政手続法第8条第1項 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。全く同じ条文が松戸市の例規にあります。平成8年9月26日松戸市条例第16号松戸市行政手続条例の第8条第1項です。このように法が理由付記を求めている以上、より丁寧な理由付記を求めることが、法律上の利益に該当することは当然です。

よって本件のより丁寧な理由付記を求めるというのは、審査請求の対象となると考えます。

イ 本案の弁明に対する反論

弁明書によれば、長いですが、要約すると、3(2)、(3)が弁明書の要旨に当たり、条例上の規定を根拠に本件文書は廃棄されているというものです。しかし、これでは全く話になりません。本件審査請求では、その廃棄されている根拠は、現実には事実として全くないから、その一部でも開示してほしいというものです。条文上の根拠は言われなくても分かっています。問題は本件でその事実があったのか開示してほしいということなんです。長い弁明を見せられて本当に迷惑です。全く話になっていません。

4 処分庁の説明

(1) 本案前の弁明

ア 本案前の弁明の趣旨

本件審査請求の却下を求める。

イ 本案前の弁明の理由

行政不服審査法第2条は、行政庁の処分に不服がある者は、審査請求をすることができる規定しているところ、処分に不服がある者とは、当該処分により、自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、行政庁の処分に対し不服申立てをすることができる者は、その取消し等によって回復すべき法律上の利益を持つ者に限られるとされており（最高裁判所第三小法廷昭和53年3月14日判決（昭和49年（行ツ）第99号）、審査請求では、処分の取消し等を求めることが前提となっている。これを本件についてみると、審査請求人が求めているのは、処分の取消し等ではなく、より丁寧な理由付記であり、審査請求の対象とはなっていない。

したがって、松戸市長に対し、提起された本件審査請求は、不適法であるから、却下すべきである。

(2) 本案の弁明

ア 本案の弁明の趣旨

本件審査請求の棄却を求める。

イ 本件審査請求までの経緯

本事案について、本件開示請求から、本件審査請求に至るまでの経過は、次のとおりである。

- (ア) 令和2年2月13日付けで、審査請求人は、処分庁に対し、条例第10条第1項の規定により、「請求者が松戸市長を経由して千葉県知事に対し、平成25年〇〇月〇〇日から、〇〇月〇〇日までの間に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第5条の規定に基づいて行った精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る申請書及び右申請書に添付した医師の診断書のうち松戸市長が控えとして受領したもの」について本件開示請求をした。
- (イ) 令和2年2月17日付け松福障第1086号で、処分庁は、条例第11条の3第2項において準用する松戸市情報公開条例第10条第2項の規定により、本件開示請求に対して、原処分をした。
- (ウ) 令和2年4月1日付けで、審査請求人は、処分庁に対し、条例第10条第1項の規定により、松福障第1086号令和2年2月17日付け請求者宛個人情報非開示決定通知書の開示請求することができない理由では、公文書管理規則第11条により廃棄済みと記載されているところ、この廃棄をしたことを証する書面について開示請求をした。
- (エ) 令和2年4月7日付け松福障第21号で、処分庁は、条例第11条の3第2項において準用する松戸市情報公開条例第10条第2項の規定により、前号の開示請求に対して非開示決定処分をした。
- (オ) 令和2年5月18日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として、本件審査請求をした。

ウ 本件処分内容及び理由

- (ア) 審査請求人は、本件開示請求において、審査請求人が平成25年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日までの間に、松戸市長を経由して千葉県知事に対して行った精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る申請書及び申請書に添付した医師の診断書で、松戸市長が控えとして受領したものについての開示を求めている。

(イ) ところで、文書の保存期間については、公文書の区分に応じ設定する（公文書管理規則第8条第2項）ものであるが、精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る申請書及びその添付書類については、保存期間は、5年と設定されている。

(ウ) 審査請求人が本件開示請求の対象とした申請書、医師の診断書等の一式については、処分庁の基幹系管理システム内の履歴によれば、平成25年〇〇月〇〇日に、審査請求人により松戸市に提出され、同年〇〇月〇〇日に、松戸市より千葉県に提出したため、平成25年度文書の保存期間として、保存期間の起算日は、平成26年4月1日となり（公文書管理規則第9条本文）、平成31年4月1日をもって、保存期間は、満了し、廃棄されている（公文書管理規則第11条本文）。

(エ) したがって本件申請に関して、処分庁が開示するものは、既になく、本件開示請求の対象となる文書は存在しない。

エ 結論

以上のことから処分庁は、条例第11条の3第2項において準用する松戸市情報公開条例第10条第2項の規定により、文書不存在による非開示決定としたものであり、当該処分に違法又は不当な点はないことを主張する。したがって本件審査請求は、理由がないから、棄却されるべきである。

なお、審査請求人は、廃棄した場合は、廃棄したことの記録を示さなければ、理由付記として不十分であると主張しているが、一般に法が理由付記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重、合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手に知らせて、不服の申立てに、便宜を与える趣旨のものであると解されている（昭和38年5月31日付け最高裁第二小法廷判決参照）。

これを本件について見ると、処分庁は本件処分において、非開示の理由を「文書の保存期間である5年間を経過したため、公文書管理規則第11条により、廃棄済みであり、文書が存在しないため」と記載し、請求のあった文書が保存年数経過により、不存在であることを端的に示しており、開示の判断について、慎重、合理性が担保されているし、処分の理由を明確に相手方に知らせており、廃棄済みと主張する詳細な説明としても十分である。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例の目的について

条例は、本市の個人情報の保護に関する基本的事項を定め、もって市の機関の保有する個人情報の適正な管理を図り、市民の基本的人権を擁護することを目的とする（第1条）。

そして、条例は、同条の個人情報の保護に関する基本的事項として、個人情報の取扱いの適正を期する観点から、個人情報の適正管理、収集の規制、利用及び提供の規制等の手続を定め（第5条、第6条、第7条等）、また、個人情報の取扱いは、本人の知り得る状態に置くことが適切であるという観点から、個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利をそれぞれ定めている（第10条、第11条、第11条の2等）。

(2) 本件文書について

松戸市事務分掌規則（平成25年松戸市規則第11号）第12条は、福祉長寿部の組織及び所掌事務について、福祉長寿部障害福祉課は、障害者に対する福祉手当、年金等の給付に関すること、難病者援護金に関すること、障害者の医療費助成に関すること、障害者手帳の交付に関すること等を所掌事務とすることを規定する。

障害者手帳の交付について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条は、精神障害者（知的障害者を除く。以下この章及び次章において同じ。）は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に手帳の交付を申請することができること、同法施行令第5条は、同法第45条第1項の規定による手帳の交付の申請は、精神障害者の居住地（居住地を有しないときは、その現在地。以下同じ。）を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）を経由して行わなければならないことを規定する。

本件文書は、「精神障害者保健福祉手帳の交付に係る、申請書及び右申請書に添付した医師の診断書のうち、松戸市が控えとして受領したもの」であり、市の職員が職務の必要上作成し、又は取得した文書であって、当該職員が組織的に用いるものとして、保有している文書は、組織共用文書に該当し、当該公文書に記録されている個人情報は、開示請求の対象となる。

(3) 個人情報の記録の開示請求について

条例第10条第1項は、「何人も、市の機関に対し、公文書に記録されている個人情報の記録（当該個人のものに限る。）のうち法令の規定により非公開とされているものを除き、その開示を請求することができる。」と規定し、公文書に記録されている個人情報の記録について、当該個人に開示請求権を認める。

同項は、請求対象を公文書に記録されているものに限定しているため、所管課において、当該公文書が既に廃棄されていることが判明した場合は、不存在による非開示決定となる。

この点、条例第11条の3第2項において準用する松戸市情報公開条例第10条第2項は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないこと、同条第3項は、書面によりその理由を示さなければならないこと、その場合、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならないことを規定する。

(4) 理由の提示について

松戸市行政手続条例第8条第1項本文が、許認可等を拒否する処分をする場合は、同時にその理由を示さなければならないとしているのは、処分庁の判断の慎重、合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに、理由を公開請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることを目的としていると解すべきである（昭和38年5月31日付け最高裁第二小法廷判決等参照）。そして、そのような目的は、処分庁に対して、非公開の理由を具体的に記載して通知させること（実際には、非公開決定の通知書にその理由を付記する形で行われる。）自体をもってひとまず実現されるところ、行政手続条例の規定を見ても、理由の証拠まで示す義務を課す趣旨を含むものと解すべき根拠はない。

以上の観点から本件処分について検討すると、処分庁は、非開示の理由を「文書の保存期間である5年間を経過したため、松戸市公文書管理規則第11条により、廃棄済みであり、文書が存在しないため」と記載し、請求のあ

った文書は、保存年数の経過により廃棄したことによって不存在になっていることを示している。また、根拠条文として、条例第11条の3第2項において準用する松戸市情報公開条例第10条第2項を明示しており、本件処分の根拠及び説明として不足するものではないことが認められる。

(5) その他

さらに、当審議会において、処分庁に対して、当該廃棄文書の取扱い事務について確認したところ、処分庁における文書の管理及び廃棄の実施方法は、本市の公文書管理規則の定める文書管理の実施方法として、特段不合理な点は認められなかった。

6 結論

以上により、審議会は、「1 審議会の結論」のとおり判断する。
当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2年12月 2日	諮問書の受理
令和 4年10月13日	第1回審議会（諮問の報告・審議）
令和 4年11月17日	第2回審議会（審議・理由説明）
令和 5年 1月12日	第3回審議会（審議）
令和 5年 2月16日	第4回審議会（審議）